

福岡県公報

平成二十一年三月二十七日
第二千九百四十七号
増刊 ①

目次

訓令(第三号)

福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

(調査統計課) …………… 一

訓令

福岡県訓令第三号

本庁

出先機関

福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

福岡県統計事務取扱規程(昭和三十八年九月福岡県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もつて」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(用語の定義)

第二条 この訓令において「統計調査」とは、知事が独自に、又は行政機関等(統計法(平成十九年法律第五十三号)以下「法」という。)第二条第三項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。)から委託を受けて、統計の作成を目的として、個人又は法人その他の団体に対し、事実の報告を求めることにより行う調査(意識に関する調査を含む。)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 知事その内部において行うもの

二 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
(報告及び統計法に基づく届出)

第三条 各課の長は、実施を予定している統計調査があるときは、当該統計調査を実施しようとする年度の四月末日までに、企画・地域振興部調査統計課長(以下「調査統計課長」という。)に文書(様式第一号)をもって報告しなければならない。

2 各課の長は、法第二十四条第一項の規定により総務大臣に届出を要する統計調査(以下「届出統計調査」という。)を実施又は変更しようとするときは、速やかに、調査統計課長に当該届出に要する書類を送付しなければならない。

3 各課の長は、届出統計調査を中止しようとするときは、速やかに、調査統計課長に届出統計調査中止届(様式第二号)をもって報告しなければならない。

第四条中「第二項」を「第一項」に、「県」を「知事」に改める。

第五条第二項中「課長補佐又は参事補佐」を「副課長、課長補佐、企画主幹、参事補佐等」に改める。

第六条中「県」を「知事」に改める。

第七条第一項中「行つた」を「行つた」に改める。

第八条中「もつて」を「もつて」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

年度に実施する統計調査一覧表

部 課室名

区分	調査実施者名	調査周期	調査の名称	調査の目的	報告者の 範囲及び 概数	調査の 時点又は 期間	調査の 系統	主な調査 項目	結果の 公表と その時期	担当係 担当者名 内線番号

記入上の注意

- 1 区分は、基幹統計調査は「基幹」、一般統計調査は「一般」、届出統計調査のうち届出済のものは「届出」、届出予定のものは「届出予定」及びこれら以外の調査は「以外」と記入すること。
- 2 調査実施者名は、基幹統計調査、一般統計調査及びこれら以外の調査で行政機関等から委託を受けて行うものは「主管省庁名等」を、知事が独自に行うものは「知事」と記入すること。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

届出統計調査中止届

調査統計課長 殿

部 課室名

課室長名

(担当)

(電話)

福岡県統計事務取扱規程第3条3項の規定により、届出統計調査について、次の理由により中止したので届け出ます。

- 1 届出統計調査名
- 2 中止年月日
- 3 中止理由

附 則
この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）